

記入例

井

委任契約書を2枚重ね、印鑑が2枚にまたがるよう、この部分に捨て印を押して下さい。

委任契約書 (sener分)

第1条 甲及び乙ら(sener投資被害対策弁護士。以下、「当弁護士」という。)は、本日、以下のとおり委任契約を締結した。なお、乙らの一部が移籍等をし、本件委任事務の遂行に支障がない場合には、当該弁護士との関係で委任関係は解消される。

第2条 甲の当弁護士に対する委任事項は、以下の事項とする。

- (1) sener投資被害に関する勧誘者らに対する損害賠償等請求等(示談交渉・保全・第1審訴訟手続・上級審における訴訟手続・強制執行手続・破産手続開始申立及び当該破産事件に係る一切の手続)。
- (2) 前項記載の各手続に係る支払金の受領等、前項の各手続に付随する一切の事項。

第3条 当弁護士は、弁護士法の規定に則り、誠実に委任事務の処理に当たるものとする。事件記録は事件終了後5年間保管した後に廃棄する。

第4条 甲は、下記の事項を了承する。赤字部分、特に注意してお読みください。

- (1) 当弁護士が、本件紛争の相手方に対して、他の当弁護士の依頼者のために上記第2条1項記載の各手続を行うことがあること。
- (2) 前項の時に、甲は、他の当弁護士への依頼者との関係で自己が優越的な地位にあることの主張をしないこと。また、甲名義で、甲のみならず他の当弁護士への依頼者の利益をも目的とする手続きを行うことがあること。
- (3) 当弁護士が、甲の方針だけでなく、広く当弁護士が受任した依頼者全体の利益のために相当であると判断した方針に従い、当弁護士が受任した依頼者らと同一ないし歩調を合わせ、上記第2条記載の各手続を行うこと。
- (4) 当弁護士が回収した金員については、原則として、当弁護士が受任した依頼者の被害額に応じて、当弁護士が正当と考える割合で公平に分配されること。
- (5) 当弁護士が、当弁護士が甲より知り得た本件に関する情報を、甲だけではなく、他の当弁護士が受任した依頼者との関係でも用いることがあること。
- (6) 本件事案に関する資料及び判決書等を、甲個人が特定されないように配慮して当弁護士に関するHPに掲記したり、研究会で報告する等乙が同種事件の解決実務の参考等に役立たせるために用いること。
- (7) 下記第5条所定のとおり甲が当弁護士に対して支払った着手金は、本件においていかなる事情が発生しても、返金されないこと。

第5条 着手金・報酬・実費等

(※消費税込。本契約中に税率が改定された場合は、改定日以降、新たな消費税率を適用する。)

(1) 甲が本件について当弁護士に依頼するときには、以下アあるいはイの体系のいずれかを選択した上(それぞれの横のチェックボックスにチェックされたい。)、選択した体系に従って算出された着手金を支払うものとする。支払方法は、以下の当弁護士指定の銀行口座に甲が振り込む方法によるものとする(振込手数料は甲の負担とする)。

- ア 着手金を5万4000円、成功報酬を現実に被害回復できた金額の27パーセントとする体系。
- イ 着手金を被害金額の3.24パーセント+5万4000円、成功報酬を現実に被害回復できた金額の10.8パーセントとする体系。ア、イいずれかにチェックをしてください。

振込先口座：みずほ銀行虎ノ門支店(普通)2849249 弁護士 荒井哲朗 預り口

(2) 本件終了時には、甲は当弁護士に対し、前項で選択した体系に従い報酬を支払うものとする。ただし、報酬金は、回

収金額がある場合にのみ発生し、報酬金の発生及び計算については、如何なる手続により被害回復がなされたかを問わない。

(3) 本件終了時には、甲は当弁護士に対し、本件の処理に要した実費費用を支払うものとする。ただし、実費費用は回収金額がある場合にのみ清算する。なお、実費費用の内訳は次のとおりである。

印紙代、郵券代、謄写代、コピー代、FAX代、交通費、宿泊料、弁護士会照会請求手数料(1回あたり8344円(本日現在))、通訳費用、鑑定費用、振込手数料1080円(各送金。実費含む)、日当1時間まで毎に1万0800円(委任事務処理のために事務所を離れた時に発生する)、事務職員調査費用1時間まで毎に3240円(調査等のため事務所を離れた時に発生する)その他調査費用等。

第6条 甲は、甲及びその役員・実質的支配者が、暴力団、暴力団構成員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」という。)でないこと(5年以内にこれらに該当しないこと)、将来にわたってもそれに該当しないこと、反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていないこと、反社会的勢力を利用し、あるいは社会的に非難されるべき関係を有していないことを確約する。当弁護士は、甲及びその役員・実質的支配者が上記に該当すると合理的に判断した場合には、甲に対して何らの通知、催告をすることなく全ての受任事務を停止して辞任することができる。この場合、甲は当弁護士に対して着手金の返還を請求することはできず、当弁護士は甲に対して一切の損害賠償義務を負担しない。

第7条 甲は、住所・氏名・電話番号・FAX番号・電子メールアドレス・勤務先等連絡先の変更があった場合は速やかに当弁護士に対して届け出るものとし、甲がこれを怠ったために当弁護士からの連絡書類等の送付が不着・遅延した場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなす。

第8条 当弁護士は、甲が第5条記載の着手金を支払わない場合、甲と当弁護士の間で協議を尽くしても甲と当弁護士の方針が合わない場合、前条前段の届け出がない等により合理的期間内に連絡がつかない場合には、事件処理に着手せず、または事件処理を中止し辞任することができる。辞任の通知は当弁護士が甲に対して届け出られた最後の住所地にこれを発したときにその効果を生じるものとする。

第9条 甲は、事件終了までいつでも本契約を解除することができるが、甲が当弁護士の責めによらない事由で当弁護士を解任し、または無断で取り下げ、放棄、和解等をなし本件を終了させ、もしくは、委任事務の遂行を不能ないし著しく困難にさせた時は、委任事務の進捗状況を勘案して、当弁護士は甲に対して着手金、報酬を請求することができる。

第10条 当弁護士は、甲が取得すべき和解金その他本件委任事項に係る一切の金員を代理受領することができる。当弁護士は、預かり保管中の金員(保証金、保釈金、相手方より受領した金員)と第5条の費用を相殺することができ、清算終了まで事件に関する書類その他の物件を留置できる(保管費用は無料、無利息)。

平成29年7月7日

甲(委任者) 住所 東京都千代田区日比谷公園1丁目1の1 あおい荘 101号室

氏名 青井 太郎 (印)

青井

作成日、ご住所及びご署名は、全て自著ください。

乙ら(受任者) sener投資被害対策弁護士 代表弁護士 荒井 哲朗 (印)

弁護士 島 幸明 弁護士 浅井 淳子 弁護士 太田 賢志 弁護士 五反 章裕 弁護士 津田 顕一郎
弁護士 戸田 知代 弁護士 見次 友浩 弁護士 磯 雄太郎

委任契約書（sener分）

第1条 甲及び乙ら（sener投資被害対策弁護団。以下、「当弁護団」という。）は、本日、以下のとおり委任契約を締結した。なお、乙らの一部が移籍等をし、本件委任事務の遂行に支障がない場合には、当該弁護士との関係で委任関係は解消される。

第2条 甲の当弁護団に対する委任事項は、以下の事項とする。

（1）sener投資被害に関する勧誘者らに対する損害賠償等請求等（示談交渉・保全・第1審訴訟手続・上級審における訴訟手続・強制執行手続・破産手続開始申立及び当該破産事件に係る一切の手続）。

（2）前項記載の各手続に係る支払金の受領等、前項の各手続に付随する一切の事項。

第3条 当弁護団は、弁護士法の規定に則り、誠実に委任事務の処理に当たるものとする。事件記録は事件終了後5年間保管した後に廃棄する。

第4条 甲は、下記の事項を了承する。

（1）当弁護団が、本件紛争の相手方に対して、他の当弁護団の依頼者のために上記第2条1項記載の各手続を行うことがあること。

（2）前項の時に、甲は、他の当弁護団への依頼者との関係で自己が優越的な地位にあることの主張をしないこと。また、甲名義で、甲のみならず他の当弁護団への依頼者の利益をも目的とする手続きを行うことがあること。

（3）当弁護団が、甲の方針だけでなく、広く当弁護団が受任した依頼者全体の利益のために相当であると判断した方針に従い、当弁護団が受任した依頼者らと同一ないし歩調を合わせ、上記第2条記載の各手続を行うこと。

（4）当弁護団が回収した金員については、原則として、当弁護団が受任した依頼者の被害額に応じて、当弁護団が正当と考える割合で公平に分配されること。

（5）当弁護団が、当弁護団が甲より知り得た本件に関する情報を、甲だけではなく、他の当弁護団が受任した依頼者との関係でも用いることがあること。

（6）本件事案に関する資料及び判決書等を、甲個人が特定されないように配慮して当弁護団に関するHPに掲記したり、研究会で報告する等乙が同種事件の解決実務の参考等に役立たせるために用いること。

（7）下記第5条所定のとおり甲が当弁護団に対して支払った着手金は、本件においていかなる事情が発生しても、返金されないこと。

第5条 着手金・報酬・実費等

（※消費税込。本契約中に税率が改定された場合は、改定日以降、新たな消費税率を適用する。）

（1）甲が本件について当弁護団に依頼するときには、以下アあるいはイの体系のいずれかを選択した上（それぞれの横のチェックボックスにチェックされたい。）、選択した体系に従って算出された着手金を支払うものとする。支払方法は、以下の当弁護団指定の銀行口座に甲が振り込む方法によるものとする（振込手数料は甲の負担とする）。

ア 着手金を5万4000円、成功報酬を現実に被害回復できた金額の27パーセントとする体系。

イ 着手金を被害金額の3.24パーセント+5万4000円、成功報酬を現実に被害回復できた金額の10.8パーセントとする体系。

振込先口座：みずほ銀行虎ノ門支店（普通）2849249 弁護士 荒井哲朗 預り口

（2）本件終了時には、甲は当弁護団に対し、前項で選択した体系に従い報酬を支払うものとする。ただし、報酬金は、回

収金額がある場合にのみ発生し、報酬金の発生及び計算については、如何なる手続により被害回復がなされたかを問わない。

（3）本件終了時には、甲は当弁護団に対し、本件の処理に要した実費費用を支払うものとする。ただし、実費費用は回収金額がある場合にのみ清算する。なお、実費費用の内訳は次のとおりである。

印紙代、郵券代、謄写代、コピー代、FAX代、交通費、宿泊料、弁護士会照会請求手数料（1回あたり8344円（本日現在））、通訳費用、鑑定費用、振込手数料1080円（各送金。実費含む）、日当1時間まで毎に1万0800円（委任事務処理のために事務所を離れた時に発生する）、事務職員調査費用1時間まで毎に3240円（調査等のため事務所を離れた時に発生する）その他調査費用等。

第6条 甲は、甲及びその役員・実質的支配者が、暴力団、暴力団構成員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」という。）でないこと（5年以内にこれらに該当しないこと）、将来にわたってもそれに該当しないこと、反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていないこと、反社会的勢力を利用し、あるいは社会的に非難されるべき関係を有していないことを確約する。当弁護団は、甲及びその役員・実質的支配者が上記に該当すると合理的に判断した場合には、甲に対して何らの通知、催告をすることなく全ての受任事務を停止して辞任することができる。この場合、甲は当弁護団に対して着手金の返還を請求することはできず、当弁護団は甲に対して一切の損害賠償義務を負担しない。

第7条 甲は、住所・氏名・電話番号・FAX番号・電子メールアドレス・勤務先等連絡先の変更があった場合は速やかに当弁護団に対して届け出るものとし、甲がこれを怠ったために当弁護団からの連絡書類等の送付が不着・遅延した場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなす。

第8条 当弁護団は、甲が第5条記載の着手金を支払わない場合、甲と当弁護団の間で協議を尽くしても甲と当弁護団の方針が合わない場合、前条前段の届け出がない等により合理的期間内に連絡がつかない場合には、事件処理に着手せず、または事件処理を中止し辞任することができる。辞任の通知は当弁護団が甲に対して届け出られた最後の住所地にこれを発したときにその効果を生じるものとする。

第9条 甲は、事件終了までいつでも本契約を解除することができるが、甲が当弁護団の責めによらない事由で当弁護団を解任し、または無断で取り下げ、放棄、和解等をなし本件を終了させ、もしくは、委任事務の遂行を不能ないし著しく困難にさせた時は、委任事務の進捗状況を勘案して、当弁護団は甲に対して着手金、報酬を請求することができる。

第10条 当弁護団は、甲が取得すべき和解金その他本件委任事項に係る一切の金員を代理受領することができる。当弁護団は、預かり保管中の金員（保証金、保釈金、相手方より受領した金員）と第5条の費用を相殺することができ、清算終了まで事件に関する書類その他の物件を留置できる（保管費用は無料、無利息）。

平成29年 月 日

甲（委任者） 住所

氏名

（印）

乙ら（受任者） sener投資被害対策弁護団 代表弁護士 荒井 哲朗 （印）

弁護士 島 幸明 弁護士 浅井 淳子 弁護士 太田 賢志 弁護士 五反 章裕 弁護士 津田 顕一郎

弁護士 戸田 知代 弁護士 見次 友浩 弁護士 磯 雄太郎